

# 第4期札幌市子どもの権利委員会 第2回委員会

## 会 議 録

日 時：平成29年2月16日（木）午後5時開会  
場 所：STV北2条ビル 6階 A・B会議室

## 1. 開 会

○千葉委員長 予定の時間より若干早いのですけれども、皆さん方が揃っておりますので、ただいまから、第2回目の子どもの権利委員会を開催いたします。

## 2. 事務局報告等

○千葉委員長 まず、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の渡辺でございます。

本日は、出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、本日は、A委員、B委員から欠席される旨の連絡を受けております。

続きまして、委員の改選についてのお知らせでございます。

札幌市PTA協議会から、役職の交代に伴いまして、新たにC副会長に委員として就任いただくことになりました。

C委員、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○C委員 札幌市PTA協議会のCと申します。

本日は、小学生の子どもを持つ母親として、身近な問題として、真摯に考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

なお、お手元の名簿につきまして、変更等がございましたら、随時、事務局までお知らせいただきたいと思います。

続いて、資料の確認です。

本日の資料としては、事前にお送りした資料1、資料1の①、資料2、資料2の①、資料2の②となっております。

お手元に資料がない方はお知らせいただきたいと思います。

また、議題（1）の参考資料として、委員ご就任時にお渡ししたものが含まれておりますが、各種パンフレットの一式をご用意させていただいております。あわせて、その他の報告事項に関わるものとして参考資料もお配りしております。

事務局からは以上でございます。

○千葉委員長 ご報告等をありがとうございました。

## 3. 議 事

○千葉委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、一つ目は、子どもの権利に関する広報についてであります。二つ目は、「仮称）子ども貧困対策計画」策定に係る実態調査の実施状況についての報告についてであります。この2点が今日の議題となる訳でありますけれども、これに加えてもう一つ、その他としてD委員から報告が加わります。

それでは、早速、これらのうちの一つ目の議題の子どもの権利に関する広報についてを

扱います。

これにつきましては、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 議題（1）の子どもの権利の広報についてご説明いたします。

皆様ご承知のとおり、札幌市では、子どもの権利条例において、子どもの権利の保障を推進するため、広報などを通して、その理念の普及啓発に努めるものとしています。

また、平成31年度までの取組を載せている第2次子どもの権利推進計画においても、子どもを含め、より多くの市民に、特に子育て中の若い保護者世代に子どもの権利についてご理解いただく必要があるとの考えから、啓発活動の充実に取り組んでいるところでございます。

本日は、そうした比較的若い保護者世代に向けた新たな広報リーフレットの案についてご意見等をいただきたいと考えておりますが、まずは、現在行っている広報の全体的な説明をいたしますので、そちらへのご意見等も幅広くいただければと考えております。

なお、今回のリーフレット案の内容につきましては、子どもの権利委員会の第3期の委員の方々からいただいた意見も踏まえたものであることを申し添えます。

それではまず、子どもの権利に関する広報の現状につきまして、資料1をご覧ください。

こちらの表の上で、現在の広報物や広報活動を整理しております。

（1）広報物に関する表では、年少の子ども向けから大人向けの順で広報・印刷物を掲載しており、パンフレットやチラシについては、一式を参考資料としてお配りしております。

1から7までは、子どもに読んでもらうことを念頭に、学校を通しての配布や授業での活用も行っている広報物でございます。

8から11は、保護者や広く大人に読んでもらうことを念頭に作成しており、このうち、9の三つ折リーフレットは、今回、新たな広報物の案として提案しているものでございます。8のチラシにかわるものとして、内容はより詳しく、ただし読む負担感はあまりないようにと考えております。

なお、パンフレットやチラシでお持ちでないものなどがございましたら、本日、お持ち帰りいただいて差し支えございません。

続いて、（2）のその他広報活動につきましては、上記の広報物の活用もしながら、子育てサロンや出前授業などさまざまな形で説明や呼びかけを行っている広報活動を参考に掲載しております。

このうち、特徴的な取組をご紹介しますと、2の子どもの権利の日の記念行事についてですが、今年度は、子どもの権利をテーマとするポスターを、学校を通して募集し、100点を超える応募をいただきまして、11月20日の「さっぽろ子どもの権利の日」の前後に札幌駅のJRタワー東コンコースで優秀作品の展示や表彰式を行った他、カレンダーとして配布も行いました。カレンダーにつきましても、本日お配りしております。

続いて、4の「子どもレポーター」についてですが、条例の参加する権利に関連して、まちづくりを考える事業に参加した子どもたちに、さらに「子ども通信」の記事を編集して発信してもらうという取組で、今回も配付している「子ども通信 15号」がその初めてのものとなります。

続いて、5の「仮称）スマイルサポーター」についてですが、出前授業や出前講座を受けた子どもや大人を普及啓発員として認定し、普及活動に力を貸してもらおうという取組です。今後の展開に向けて、名称を含めて、現在、検討しているところです。

次のページでは、これらの広報の情報量や費用の分布をイメージ図として掲載しております。

子どもの権利の広報と一口に申しましても、例えば、保育所や子どもを支援する施設などでは、子どもの権利について、より深く理解してもらうため、詳細な内容になっておりますし、子ども向けのものや、気軽に手にとってもらいたいという広報物であれば平易な内容になっております。

さらに、学齢期の子どもやその保護者への広報は、教育委員会のご協力もあり、学校を通して配布できますが、それ以外の場合は、お渡しする機会も限られており、子どもの権利をご存じない方に対しては、まずは手にとりいただく工夫も必要です。

この他、印刷や広報事業には予算上の制約もありますので、全体のバランスの中でどのように進めていくかという観点も必要になってきます。

これらの現状を踏まえ、現在検討しております新たな広報物につきまして、2の子育て世代向けリーフレット（案）以下で説明いたします。

まず、経緯といたしましては、第2次子どもの権利推進計画の策定に向けて、平成25年に実施しました子どもに関する実態意識調査では、30代の若い世代の子どもの権利条例の認知度が比較的低かったことから、乳幼児健診や両親教室などの機会を活用して、乳幼児の保護者への普及啓発を進めてきましたが、既存のチラシ、表の（1）の8ですが、これでは、内容が簡素なこともあり、より子どもの権利について理解を深めてもらえる内容とする必要があると考えております。

そのことを踏まえ、改訂のポイントですが、ちょうど子どもを見るのにも大変な時期であり、落ちついて読む時間もあまりない方が多いと考えられることから、以下の3点、一つ目が興味を引き気軽に手にとりやすいデザインやキャッチコピー、二つ目として、かばんなどに入れて持ち帰りやすいコンパクトな大きさ、三つ目として、掲載内容の充実かつ平易な表現を念頭に考えております。

実際のリーフレット（案）につきましては、色刷りの資料1の①のとおりとなっております。

本日は再生紙に印刷しておりますが、実際にはもう少し紙質の良いものとする予定です。

一般的に三つ折リーフレットを見る順番とされている順で説明しますと、まず、表紙についてです。これは、パンフレットラックに配架した際に、キャッチコピーが目に入るよ

うに、「すべての子どもは可能性に満ちたかけがえのない存在です。」の文書を1番上に配置しています。

続いて、ひっくり返して裏表紙では、「困ったり悩んだりしたとき」に相談できる窓口として、子どもアシストセンターと夜間も相談できる窓口として児童相談所を紹介しています。

続いて、表紙に戻って1枚めくった表紙の裏では、初めの説明として、子どもの権利が基本的な人権であること、大人の権利と異なって、権利の主体として尊重しながら、保護の対象としての視点も大切であることを記載しています。

続いて、札幌市の主な取組を三つに分けて紹介し、子どもが参加する取組があることや、子どもの権利の大切さを広く知ってもらう取組を行っていること、いじめや虐待から子どもを守る取組も行われていることを紹介しています。

下段には、札幌市が目指している成果指標も掲載しています。

続いて、開いた2面で、子どもの四つの権利とお互いの権利を尊重することの大切さを伝えています。また、この見開きの下段部分では、子どもの権利を大切にするために、大人が何をすれば良いのかを「大人の役割」として載せ、読みやすいようにアニメでも事例として紹介しています。

先ほどの広報物の情報量と費用分布を示したイメージ図で、このリーフレット(案)は、比較的費用の安い左中央に位置づけておりますが、三つ折りにして平易な内容にしていることで、持ち運びやすさと同時に、印刷コストの引き下げにもつなげております。

また、「Kenri Book」のキャラクターを使用して、統一感を持たせております。

配布先としましては、子育て関連のさまざまなイベントなど子育て世代の集まる場での配布を中心に想定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○千葉委員長 説明をどうもありがとうございました。

それでは、この議題につきまして、意見交換をしたいと思います。

市として、新しく作成するリーフレット(案)のほか、広報全体についてでも構いません。質問を含めて意見があれば自由にお話ししていただきたいと思います。

○D委員 全体的に市民を一方向的な啓発手段と見なすかのような上から目線の情報発信が多くて、逆に札幌市が行っている支援内容や実績の部分が見えづらいという印象を持ちました。現代人は色々と情報化社会の中に生きていて、忙しいです。子育て世代は特にそうです。その全ての情報を受け取る訳にはいきません。そういう視点で考えた場合に、市民にとって役立つ情報を提供できているのかどうか、こうしたことにもう少し目お配りが必要ではないかと思えます。

例えば、10の冊子のKenri Bookは、全体的に親にプレッシャーを与えるような内容で、私は、読んでいて、正直、すごく嫌な気持ちになりました。逆に、世の中のお父さん、お母さんが、あるいは、学校の先生、地域の方が大変な思いをしながら子どもと向き合っ

いるということを理解されていないのかなと思ってしまいました。

例えば、8ページ目の真ん中のあたりに、しつけのためと称しても子どもを精神的、肉体的に傷つけることは許されませんとあります。確かにそのとおりですけれども、どうしても感情的になってしまって、コントロールできない、そういう人にもそれなりの事由があると思うのです。保護者の方で、経済的な困窮を抱えていたり、子ども自体に育てにくさがあったり、保護者自身が過去に虐待を受けていた、あるいは、配偶者から今現在暴力を受けている、そういった背景にも目を向けていただきたいと思います。こういう頭ごなしの言い方をされてしまうと、悩んでいる保護者の方がSOSを出しづらくなると思います。行政機関に相談したら、だめな親だとなじられてしまうのではないかと、相談をためらってしまうかもしれません。

そうしたことから、このページだけではないのですけれども、不安を煽ったり、押し付けがましい表現になっていないか、見直していただきたいと思います。

それから、情報の出し方として、どうしても子どもに厳しく当たっていると悩んでいませんか、そういうときはこういうところに相談してみませんか、親身になって話を聞きますし、解決に向けて一生懸命考えていきましょうという支援につながるような情報提供をしていただきたいと思います。

また、支援につながるには、相談したら解決につながるのかという実績を示すことが必要だと思います。例えば、アシストセンターは先進的な取組をしていると思いますし、どういう相談が寄せられていて、それはどのように対応しているのか実績をお持ちだと思いますので、そこを積極的にPRしていただきたいと思いました。

同時に、子育てサロンにも行かれているということですから、これは提案ですが、子どもの権利についての座談会や討論会をしてはどうかと思います。テーマは、Kenri Bookや他の広報物の感想を言い合うということでもいいと思いますし、いじめなどのテーマでもいいと思います。その情報を流して、聞いてください、関心を持ってくださいだけが広報ではないと思うのです。逆に、市民からの情報提供を受けて、子どもの権利の施策につなげられるような広報を目指していただきたいと思います。

○千葉委員長 ありがとうございます。

色々と指摘をいただきました。それらについて、事務局から何かありましたらお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 今後、広報物などを作成あるいは改訂する際には、今いただきました視点を念頭に置きながら考えていきたいと思っています。

それから、親に対してもプレッシャーになっているのではないかとのご指摘がありました。今、札幌市では、平成29年度に「(仮称)子ども貧困対策計画」を策定することとしておりまして、その中で、子どものみならず、保護者への支援も大切だと思っておりまして、今いただきました意見も参考にしながら、そういう取組につなげていきたいと考えております。

○千葉委員長 他にありますか。

○事務局（河智調整担当係長） 私は、子どもアシストセンター、子どもの権利救済機関の事務局をしております河智と申します。よろしくお願いします。

先ほどお話がございましたように、子どもアシストセンターでは、電話、メールも含めた手段でご相談を受けております。実績をお話ししますと、少し古いデータで恐縮ですが、平成27年度には、1,000人、これはお子さん、保護者を含めた方々から、回数にして4,000強のご相談を受けております。

子どもアシストセンターでは、相談員が保護者の子育て上のお悩み、お子さんからは学校生活や家庭生活でのお悩みなどをお聞かせいただいて、思いに寄り添い、かつ、お子さんの場合には、その問題を自分で少しずつ解決していくような力をつけていただくという視点に立って、相談活動、それから、場合によりましては、調査員という職員がおりますので、実態の調査を行って、そのお子さんが置かれている状況の改善につなげていくような活動を継続して行っているところです。

お子様に関しては、小・中学校を通じて、電話番号などが書かれた相談カードを毎年配付しております。小学校のお子さんに関しては新学期が始まる4月、中学校、高校生のお子さんに関しては、夏休み明けの8月に学校を通じてお配りしているところでございます。

また、去年は、このようなポスターをつくっております。後ろには、お子さんに人気のある初音ミクイラストを載せて、何かあったら気軽に相談をという内容のポスターを各クラスに掲示させていただいて、身近にアシストセンターを感じていただいて、気軽に相談していただく形の広報もさせていただいたところでございます。

○千葉委員長 今提示されているものは、本日出席の皆さん方に配っておりますか。

○事務局（河智調整担当係長） お配りをしてはおりません。

○千葉委員長 今、説明がありましたけれども、それに対して何かありますか。

○D委員 ご説明をありがとうございます。

アシストセンターというのは、子どもはもちろん、保護者にとっても相談というにはハードルが高いのかなと感じています。

そこで、子どもを通して配布物が配られるのですが、相談員個人の体験談などが多いのです。そういうものよりは、具体的にどんな相談が寄せられているのか、個人が特定されない範囲で、事例を組み合わせたりして、それに対してどういう支援や相談を行っていますということを示していただけたら、このように相談に乗っていただいて、解決につながるのだったら相談してみようかなと保護者や子どもも思うのではないかと思います。

それから、子どもの人権110番だったか、ちょっと忘れてしまったのですが、子どもが持ち帰ったカードの中に、「お説教はしません」と書いていまして、子どもに寄り添う姿勢があらわれていて、良い言葉だと思いました。その子どもに対しても、子育てで頑張っている保護者や学校現場で子どもに色々と向き合っている先生方に対しても、それと同じような眼差しを向けていただきたいと思います。

○千葉委員長 後半にはお褒めの言葉がありました。できるだけ市民に寄り添った形で色々なことを書いたり説明して欲しいということをおっしゃられたと思いますので、そのあたりの意を酌んでいただければと思います。

他の委員で、ご質問、ご意見がありましたら出していただきたいと思います。

○E委員 今のD委員の意見にも関連するのですが、前回もお話をしたのですけれども、役所サイドで考える言葉と保護者、市民でずれがあると思うのです。

というのは、私は今、小・中学校でお手伝いをさせていただいているのですが、最近、学校に転入されてくるお子さんは、海外の方が非常に多いのです。私は、そういう方をサポートさせていただいているのですが、保護者でも日本語を読めない方もいますので、そういう方にも配慮した文書の配付のあり方が、今後、インターナショナルになると必要ではないかというのが私の意見と要望です。

○千葉委員長 ありがとうございます。

海外からかなりの方が来られていますから、そういう方に対する対応をもっと考えて欲しいということですね。日本語というのはなじみづらいところがありますから、そこが1番問題になるのですよね。

他にございますか。

○F委員 このリーフレットについての意見ですが、札幌市が進める主な取組の二つ目の丸の「子どもの権利の大切さを伝える」の四つ目のポツに、「『おばけのマール』の読み聞かせ」とあります。私たちはわかるのですが、このリーフレットをもらって見る人にとって、「おばけのマール」はわからないと思うのです。

また、ポスター展などの子どもの参加事業も、どのようなポスターなのかという疑問があると思うので、そこはもう少し詳しく書いた方がいいと思いました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

その点について、事務局から何かありますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 今いただいた意見を受けて、工夫して文言を考えてみたいと思います。

○千葉委員長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○D委員 F委員の発言で思い出したのですが、「おばけのマール」の絵本の中に、ちょっと差別的な表現があるように思いました。最後の方に、いじめっこ病院というものがあつたと思います。子どものまちの設計図か何かであつたと思います。

○千葉委員長 絵本の中にあるのですよね。事務局の方でわかりましたか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） はい。

「子どもたちがすてきなまちをつくったら」という設定になっておりまして、その中の一つに「いじめっこびょういん」があります。「いじめをしてしまう よわいきもちが なくなるびょういん うれしいことに ことしも かんじゃはゼロ！！」と書かれています。



○D委員 その表現ですが、現実的に、いじめっこ、いじめられっこという立場は流動的だったりしますし、トラブルが起こったときには、基本は話し合いによって解決すると思うのです。いじめをするのは心が弱いからだを決めつけて、学校から病院送りをするということを連想してしまう、ちょっと暴力的な表現だと思いました。もう少し、みんなで話し合いによって解決するという要素が含まれていればもっとよかったのかなと思います。

それから、広報からは外れてしまうのですが、札幌市が進める主な取組の中で、「子どもの権利の侵害から守る」の下の方に、「成果指標の一つに、『自分のことを好きだと思う子どもの割合』を設定し、向上を目指しています。」とあります。自分のことを好きだと思う子どもの割合を成果指標とするのは適切ではないように思います。

その理由は、一つ目として、回答データの信頼性に問題があると思います。前回、E委員が指摘されていたと思いますが、無作為抽出なのは平成21年度だけで、それ以外は、たしか児童会館に来た子か市のイベントに参加した子どもを対象にしているということでした。その場合に、例えば、いじめ、あるいは虐待に遭っていて、つらい思いをしている子どもは児童会館などには来づらいでしょうから、そういう子どもたちの意思はここに反映されていないことになります。逆に、そういう子どもたちが、自分の置かれている状況が嫌だと感じていて、自分のことを好きだと思わないというケースが増えていたとしても、この調査では検出することができません。そういう意味では、札幌市の子どもという母集団を高い精度で捉えたものではないと思います。

二つ目として、自分のことを好きだという回答データを自己肯定感とか成果指標とすることが可能なかどうかという点です。自分のことは好きではないと答える子どもは、自分はまだまだだと思ふ謙虚さや向上心のあらわれと見ることもできます。逆に、中学生くらいだと、自分のことが好きだなどと答えたら、自己愛が過剰っぽくて格好悪いと思うかもしれません。そういう意味で、個人の感情や社会的な背景によって左右されるようなものを数値化して評価することには問題があると思います。

それから、理由ということとは違うのですが、相関関係と因果関係を混同してしまっていると思われる箇所がありました。本日、資料としては配付されていないのですが……

○千葉委員長 ちょっとお待ちください。

今日の会議は時間が限られていますので、できるだけ、今日の会議の議題に沿った形で話を出していただきたいと思います。そうしないと、D委員から報告したいというところで報告する時間がなくなってしまいます。

○D委員 これは、貧困の計画と関わりがあると思ったので、申し訳ありません。すぐに終わります。

第2次子どもの権利に関する推進計画の7ページ目で、保護者の態度が子どもの自己肯定感に影響を与えるという文章がありますけれども、そのようなことは言えないと思います。相関関係から因果関係を言うには、保護者の態度が子どもの自己肯定感という変数に時間的に先行していると言えなければいけません、言えませんよね。また、別の要素が

関連していることも考えられます。そこで、この表現は不適切ですので、削除していただきたいということです。

それを言っても後の祭りだということだと思いますが、今後は気をつけていただきたいと思います。これが全体として広報のところにも反映されていると思うのです。もっと子どもの話を聞いてあげないと、子どもの自己肯定感が下がりますということではないので、気を付けていただきたいと思います。

○千葉委員長 それでは、他にございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉委員長 なければ、この議題についてはこの辺で終わりにしまして、次に、少し時間をとって話し合っていたきたいと思っている議題(2)に移らせていただきます。

議題(2)は、「仮称)子ども貧困対策計画」策定に係る実態調査の実施状況についての報告です。

この点に関して、まずは事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 「仮称)子ども貧困対策計画」策定に係る実態調査の実施状況についてご説明いたします。

子どもの貧困につきましては、報道等でも取り上げられ、全国的な関心を集めておりますが、国では、子どもの貧困対策の推進に関する法律や大綱を定めた上で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を掲げて、総合的な対策の推進を図っているところです。

札幌市におきましても、来年度の平成29年度に、「仮称)子ども貧困対策計画」を策定する予定ですが、今年度はまず、札幌の子ども・若者やその世帯の家庭生活、教育、就労等について実態を把握することとしており、市民アンケート、支援者ヒアリング、座談会の三つの方法によって実態調査を実施してきたところでございます。

実態調査や計画につきましては、審議会である子ども・子育て会議、そのもとにある児童福祉部会においても審議をいただいているところですが、子どもに関する施策に広く関わる事柄でございますので、進捗状況を兼ねて、本日ご報告させていただく次第です。

それでは、資料2をご覧ください。

まず、市民アンケートについてです。

市民アンケートの概要につきましては、2の(2)の調査の概要をご覧ください。

市民アンケートでは、2歳から24歳までの7区分を調査対象として、無記名のアンケート方式で、10月から11月にかけて配布、回収を実施したところでございます。

年齢区分によって、郵送のほか、学校等を通じた配布、回収を行い、調査項目は、健康状態のほか、保護者であれば、就労状況や収入、暮らし向き、各種制度の利用状況など、また、小学5年生以上には、子ども本人について生活習慣や学習、人とのつながりなどに関する回答をお願いいたしました。

現在は、まだ調査結果データの整備や集計作業を進めているところではありますが、中間報告としてまとめた資料に基づいてご説明いたします。

資料2の①をご覧ください。

市民アンケートの中間報告でございます。

まず、留意事項についてでございます。繰り返しになりますが、このたび、およそ9,000件のご回答をいただいた中で、今後の集計や分析に向けて、入力データの整備や回答内容の精査といった作業を進めている段階であるため、今回の中間報告では、調査票のうちの主立った項目について、一旦の集計を行った暫定値として掲載しております。

今後、調査データの精査を行い、集計・分析作業を経て、改めて調査結果として取りまとめる予定としておりますが、その過程で数値が修正される可能性がありますので、取り扱い上、ご注意くださいようお願い申し上げます。

それでは、ページをおめくりいただいて、まずは回収状況についての表をご覧ください。

回収状況では、年齢区分によって回収率が異なりますが、全体としては、右下の欄に記載のとおり、1万6,326件の配布に対して8,995件の回答があり、無効回答数も含んだ数字ではありますが、回収率としては55.1%となっております。

また、ページをおめくりいただいて、以下、各項目について、かいつまんで説明をいたしますが、年齢区分に応じて傾向のばらつきが見られるところを、便宜的に合計欄の数字をもとに説明いたします。

まず、回答者の属性です。これは、お子さんとの関係になりますが、保護者票の回答者としましては、母親からの回答が約91%と最も多くなっております。

続いて、3ページの世帯類型です。ひとり親世帯、特に母子世帯が約9%となっており、今後、世帯類型に応じた分析や考察も必要と考えているところです。

続いて、若者の「回答者自身の状況」についてです。20歳では大学生、大学院生が約46%と最も多く、24歳ではフルタイム勤務をされている方が60%と最も多くなっております。

続いて、4ページの「回答者の健康状態」では、「健康である」との回答が約81%、「通院中」が約13%となっております。

続いて、子どもの健康状態については、「健康である」が約88%、「通院中」が約8%のほか、「発達におくれがある」が約3%となっております。

続いて、5ページですが、「病院等を受診した方がよいと思ったが、受診させなかった（できなかった）経験」について、過去1年間について聞いておりますけれども、「受診抑制の経験がある」との回答が、子どもについては約18%、回答者自身については約39%となっております。

続いて、「家計の状況」ですが、「黒字」が約32%、「赤字」が約19%、「どちらでもなくぎりぎり」が約43%となっております。

続いて、6ページの「就学援助」です。これは、小・中学生に対して学用品費などの援

助をする制度ですが、これを「受けている」の割合が約 16%となっております。

続いて、就学支援金の利用状況です。これは、高校 2 年生に聞いた質問で、高校生が対象の制度ですが、「受けている」の割合が約 62%となっております。

続いて、これも高校 2 年生への質問ですが、奨学金の利用状況について、「受けている」との回答 10%のうち、貸与型の奨学金は約 3%、給付型の奨学金は約 7%となっております。

これは、両方を受けているとの回答も含まれているため、合計の数値は合っていません。

続いて、若者に対する質問で、奨学金の利用状況です。

「これまでに利用した」との回答約 41%のうち、貸与型は約 35%、給付型が約 3%となっております。

続いて、7 ページになりますけれども、乳幼児の保護者に聞いた質問で、子どもについての悩みで、栄養や健康についての悩みが「ある」との回答が約 24%、「特にない」との回答が約 74%、成長や発達についての悩みが「ある」との回答が約 19%、「特にない」との回答が約 79%となっております。

また、「悩みがある」と回答された方のうち、相談する相手が「いる」との回答は約 90%、「いない」との回答は約 4%となっております。

続いて、子どもについての悩みです。これは、小学校 2 年生から高校 2 年生までの保護者に聞いた質問です。子どもの学習や進路についての悩みが 41%と回答が最も多く、子どもの発達やしつけに関する悩みが約 19%である一方、「特に悩みはない」との回答が 32%となっております。

続いて、悩みや困りごとを相談する相手については、子どもについての悩みを相談する相手が「いる」との回答は約 91%、「いない」との回答は約 3%、回答者自身についての悩みを相談する相手が「いる」との回答は約 92%、「いない」との回答は約 5%となっております。

続いて、8 ページになりますが、日頃、立ち話をするような付き合いのある人が「いる」との回答が約 88%、「いない」との回答が約 10%となっております。

続いて、情報を得るためによく参考にしている媒体についてですが、各媒体について参考にすることが「よくある」との回答割合を記載しています。学校や園などからのお便りが約 34%と最も多くなっておりますが、年齢区分によってばらつきが見られるところです。

続いて、9 ページの相談機関や相談員に子育てや生活のことで相談した経験についての質問です。各相談機関等について、「相談したことがある・相談している」との回答割合を記載しております。こちらも年齢区分によってばらつきが見られますが、「保健師」との回答が約 21%と最も多くなっております。

続いて、各制度を利用した経験についてです。

各制度について、「利用したことがある・利用している」との回答割合を記載しています。児童扶養手当については約 24%となっており、精査が難しいところですが、これには

児童手当と区別されていない回答も含まれているのではないかと推測しています。

市民アンケートの中間報告の説明としては、以上となります。

先ほども申し上げましたが、調査項目としては、今回掲載したもの以外にも多数ありますので、今後、クロス集計等を通して、より幅広い詳細な分析や傾向の把握を行っていく予定です。

続きまして、支援者ヒアリングの実施状況についてご説明いたします。

こちらは、支援を必要とする子どもや若者の状況等につきまして、支援する側へのヒアリングを通して、状況や意見等を把握するために実施したものでございます。

最後のページに対象団体等一覧を掲載しておりますが、1月末までに予定しておりました18のカテゴリー、24か所へのヒアリングを完了しております。

今回、中間報告としてヒアリングした主な内容を載せておりますので、資料2、前に戻っていただき、その3ページをご覧ください。

下段の(3)聞き取った主な内容ですが、困難を抱えがちな子どもや保護者の属性及び現状としての支援の課題について、伺った内容を簡潔に掲載しております。

まず、困難を抱えがちな子どもについては、基本的な生活習慣が身につけていない、社会体験が少ない、発達に不安がある子どもが増えている。保護者については、養育能力が低い(基本的な生活習慣の軽視等が見受けられる)、また、社会との関わりが希薄(サポートする人が周りにいないなど)、その他、精神・身体的疾患等により就労できない世帯も多い、また、現状の支援についての課題としては、制度につながらない世帯が多く存在する。既存制度の対象基準に該当しない困窮世帯の状況は深刻である。進学や自立が経済的な理由により困難になっている、これらのような認識や意見等がヒアリングを行う中で幾つか共通して出されておりました。

続いて、座談会についてです。

こちらは、市民アンケートや支援者ヒアリングでは捉えることのできない子どもたち(高校生以上)の意見を直接把握し、計画策定や支援検討の際の基礎資料とすることを目的として、奨学金を受給している方や、行政や民間の支援制度を利用したことのある高校生以上の若者を参加者としたワークショップ形式で行う予定です。

テーマ等については、市民アンケートや支援者ヒアリングの結果も参考にしながら選定し、2月から3月上旬にかけての実施を検討しております。

実態調査の実施状況としては以上となりますが、最終的な調査結果としては、引き続き分析や傾向の把握を進めた上で改めて公表等を行っていく予定です。

その他、5の今後のスケジュールとしましては、実態調査の結果を踏まえ、庁内や関係機関等との調整や検討を行った後、計画案の策定から、秋頃のパブリックコメントを経まして、平成29年度中の計画策定、公表を予定しております。

説明は以上でございます。

○千葉委員長 どうもありがとうございました。

それでは、二つ目の議題について意見交換をしていきたいと思ひます。

質問を含めて、意見がある方はお願いしたいと思ひます。なお、子どもの貧困につきましては、ただいまの事務局の説明だけに限らず、それぞれの立場で日々感じられていることなどがありましたら、そうした感想などもこの場に出していただきたいと思ひます。

それでは、ご自由にご議論ください。

○E委員 1点確認させていただきたいのですが、9ページの「各制度を利用した経験」というところに、就学援助とありまして、165人の18.3%です。ここは高校2年生の欄になっているのですが、6ページを見ると、就学援助を受けているのは小・中学生になっています。そのあたりの整合性についてお聞きします。

○千葉委員長 ただいまの質問に対して答えてください。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 就学援助につきましては、小・中学生を対象とした制度でございます。6ページで、現在受けている、受けていないということをお小・中学生の保護者に質問しています。今、質問をいただいた9ページには高校2年生について掲載しておりますが、これは、小・中学生の頃に就学援助を受けた経験があるかという質問に対して、高校2年生では18.3%の方が小・中学生の頃に受けていたということでございます。

○E委員 わかりました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○D委員 市民アンケートの調査内容は、やはり自己肯定感とありますけれども、これは調査項目として必要なのでしょうか。

○千葉委員長 今のことについて答えてください。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 調査項目を検討するに当たっては、審議会の子ども・子育て会議の中の児童福祉部会、さらにその中に実態調査に係るワーキンググループを設けまして、研究者の方々、北大教育学部の松本先生をトップとして、乳幼児の発達心理学を研究している方や若者を研究されている先生方のご意見をいただいた上で、こういう質問項目を設定しております。

○千葉委員長 その点に対して、D委員、どうぞ。

○D委員 それを調べることで、具体的にどういうことを立論して調査結果として出すことになり、施策の反映させていけるのかということをお伺いしています。

○千葉委員長 そのあたりについては、子ども・子育て会議で議論されていたと思ひますが、何か情報は入っていますか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） まだ中間報告で、しかも暫定値という段階ですので、どういう施策に反映させていくかという議論にはまだ至っておりません。今後、最終的な報告にまとめた段階で議論していただく予定であります。

○千葉委員長 私も、今、D委員が心配になっている点が1番気になっています。それは、

子ども・子育て会議の方でやられています。我々は、その結果を聞いてから、では、その結果をもとにして、我々としてできることは何なのかということを経験していきながら、今、調査をしている内容についてこれから分析するという段階にありますので、もうちょっと待ってください。

○D委員 一言だけ。

子どもの権利に関する推進計画の中で、不適切な、理にかなっていない立論がされていたということが気になって申し上げました。そういうことのないように、相関関係から因果関係から立論するのは難しいと思いますし、きちんと統計学上の手続に従って、慎重に分析を行っていただきたいと思います。

○千葉委員長 それを強く要望するということですね。

○D委員 そうです。

○千葉委員長 それは、子ども・子育て会議に対して要望していただきたいと思います。ここで、そういう話が出てきたことを子ども・子育て会議の方に伝えておいてください。

さらに何かありますか。

○D委員 何度もしつこいですが、子どもの権利に関する推進計画の中で自己肯定感という言葉が出てきていますけれども、理にかなっていない、統計学上の根拠に乏しい立論がされている箇所がありましたので、子どもの貧困対策の計画の調査に当たっては十分に注意をしていただきたいということを申し上げます。

○千葉委員長 その点も、子ども・子育て会議に、意見があったことを伝えてください。

他に意見はありますか。

○G委員 児童養護施設に勤めておりますGです。

恐らく、子どもの貧困の真ただ中にいるのは私かと思っております。

いつも思うことは、母親たちにこの情報が全く行き届いていないのです。確かに、「おばけのマーブル」の絵本は私も大好きで、児童養護施設に勤める前には幼稚園に勤めておりましたので、読み聞かせにはよく使わせていただいております。その絵本を子どもの子育ての中に利用するとか、こういう情報をもって子育てをするとか、残念ながら貧困の家庭に行き渡っていないのが現実です。子どもたちはどういう状態で来るかというと、2歳の子どもを片手で抱けます。骨に実が入っていないといいますが、髄がないというふうに表現したらいいのでしょうか、離乳食すらきちんと食べさせていなかった状態で来るのです。それが貧困の現実です。データがどうということではなくて、札幌市で現実に行っている問題です。データにこだわるのは尤もなことだと思いますが、それ以前に、現実にいるということをまず知っていただいて、その人たちへの対策を本当に急がなければいけません。

今、私たちの施設は、100人定員ですから、全道でも大きい方です。国の政策は小さくしろ、小さくしろと言われている中で、完全に逆行している施設です。その中で、今、子どもたちを103人扱っているのです。完全に消防法にひっかかっていますが、そうでなければ

ば子どもが死んでしまうのです。そういう状況が本当に目の前にあると皆さんには思っていたきたいです。

先ほど、自己肯定感についてお話があったのですが、私は必要ではないかと思っています。自己肯定感の持たない子どもを見るくらいつらいものはないです。何になりたいの、どうしたいのと聞いても返ってきません。小学校3年生の男の子が死にたいと言います。それは、子育ての中で、自分は愛されている、何をやっても大丈夫だ、守ってくれる人がいる、そういう世界を感じていなかったからです。そういうことを持てる子もいるのだと思ったら、私はちょっと安心しました。いつも、自己肯定感が本当に低い子どもたちの中にいて、いやいや、何でもなれるのだよと言っています。私は、子どもたちのテスト一枚一枚に、よく頑張ったね、名前をもうちょっときれいに書いたらもっと自信がつくよとか、とにかく肯定できることを書いて返します。

この調査で、何一つ必要ではないことはないと思っています。別に札幌市の肩を持っている訳ではないですが、実際にそういうところに身を置いている者としては、どの資料も本当に貴重で、子どもとの話し合いの実感が持てないというのも、気にされている方は気にされているのだと思いました。でも、私たちの施設に来る子どもの親はそんなことを気にしていないのです。自分はヴィトンのバッグを持っていて、たとえ子どもの靴下が左右で違う格好をさせていても全く平気なのです。

私はこの議題になるのをとても待っていたのですが、札幌市はあなたたちに手をかしますよ、札幌市は悩んでいる方に手を差し伸べますよ、「189（イチハヤク）」という番号でお子さんを守りますよという情報がどうしたら伝わるのだろうかと思っています。ネグレクトのひどい子は、乳歯の段階で歯がないので、歯医者に行かないので、「189（イチハヤク）」のポスターを見ることができません。小児科は、ポスターが目につくところに貼ってもらっているのかどうか、とても気になります。大きな病院では、ここなのかと思うことがたびたびあります。

これを手にとって親が見るということはとても大変というか、手にとる親は、本当に子どものことを考えておられるのか、考えていない訳ではないのだけれども、手にとらない親の子どもが大変になっていって、私たちのところに来るというケースが本当に多いです。アンケートについては、本当に正直な気持ちで答えてくださっているのであれば、利用の価値はあると思っています。本当に早急に、貧困のことには力を注がなければいけないと日々思っております。もし実態を知らない、実態を見たいという方がいれば、お受け入れますので、どうぞ見学に来てください。

○千葉委員長 ありがとうございます。

今、実態をかなり具体的に説明していただきましたけれども、皆さんはどう感じたでしょうか。まさに、そういうものが色々な場に広がっているからこそ、それこそ我々としては子どもの権利委員会として権利保障をどうやって実現したらいいのかということを考えていかなければいけないと思います。今の問題点は、それこそ憲法が抽象的に掲げている



生存権の保障の問題です。生存権については、子どもも大人と全く同じように憲法上は保障されるはずですが、そうされていない実態を、まさに今、話してくれたのではないかと考えています。皆さんも色々と考えてみてください。

○E委員 今、お話をお聞きしまして、実態が非常によくわかりました。同時に、これを調査されているメンバーにそういう関連の方がいらっしゃるのかどうか。そういう声が伝われば、もう少し具体的なメッセージを発信できるのではないかというのが私の意見と要望です。

○千葉委員長 事務局に伺いますが、そういう方はいらっしゃいますね。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 児童福祉部会、子ども・子育て会議の全体会議のメンバーにも児童養護施設の関係の方が入っております。

○千葉委員長 他にご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。できるだけ色々な方に意見を伺ってみたいと思います。

今の話を聞いて、高校生委員のH委員、どんな感じを持ちましたか。あるいは、他に思っていることがあれば、それを話して下さって結構です。

○H委員 今の話を聞いていて、こういう紙でよりも、実際の状況を聞いた方が考えやすいですし、子どもとしても色々なことを考えていかなければいけないと感じました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

I委員にお伺いしたいと思います。

○I委員 感想めいた話になってしまうかもしれません。

私は弁護士ですから、今のG委員のお話とも共通するかもしれませんが、本当に大変な状況に置かれた子どもに接します。少年非行にしてもそうですし、重大な犯罪を犯してしまった子どもたちと、直接面と向かって接することがあります。

僕らの活動も若干紹介させていただきますと、児童福祉法の対象になかなか入らない18歳以上の子どもたちの居場所としてシェルターをやっております。そういう中で、抽象的に言うと、まさに自己肯定感がキーワードになると思いますが、これまでの育てられ方、育ち方の中でも、そういうものをなかなか持てずにきている子たちと接すると、日々、実感します。

感想めいた話になりますが、現場の声と、行政として大きな視点で物事を進めていかなければいけないというところを上手くリンクさせていかなければいけないと思っております。

一つは、こういうデータは重要だと思いますが、データをデータとしてしまっておくのはもったいない話ですので、それに基づいて、今、G委員がおっしゃったような現場の声とリンクさせていきながら、想像力を持って、イメージを持って、それぞれの現場で頑張っていく必要があると思っております。

あとは、手前みその話をすると、児童福祉法が改正されて、児童相談所に弁護士が配置されるという制度ができていっている中で、今、全国各地、行政の予算づけの関係で、我々弁護

士の関わり合いが深くできるところと、必ずしもそうっていないところがあります。弁護士であれば法的側面からということもありますし、それぞれの立場で、社会の中でネットワークを広げていく、そのあたりがキーワードになると思います。

取りとめのない話で申し訳ありませんが、そんな感想を持ちました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

今、弁護士をされているI委員から話を伺いました。

学校の先生の立場として、J委員、いかがでしょうか。

○J委員 小学校長会から来ておりますJでございます。よろしくお願いします。

G委員から、実態についての話がありましたけれども、学校現場の実態を見ると、貧困家庭と心配される家庭には、支援があることも伝わっていない状況があります。例えば、就学援助にしても、知らない家庭が多いです。こちらとしても、なかなか連絡がつかないので、困っているときにはこういう制度がありますよということをお伝えすること自体も相当ハードルが高いときがよくあります。ですので、貧困家庭にどう手を差し伸べるかということは、情報を伝えるという点では非常に大事だと思って聞いておりました。

また、議題(1)でもご意見が出ましたけれども、海外の方の保護者も増えていきますので、そういう方は、学校としてもコミュニケーションをとるといことが言語の関係で難しいところがあります。そういう家庭の方は、引きこもりとは言いませんけれども、家庭の中におさまってなかなか出てこないで、こちらからアプローチできないという側面もございます。ですから、貧困ということをつえるときには、多方面の視点で、数値の理解、状況理解と、現実的な側面から俯瞰して見るということが必要だと改めて感じております。

○千葉委員長 ありがとうございます。

K委員、いかがですか。

○K委員 市民アンケートの内容で、関係があるのかなのかよくわからないのですが、奨学金の利用状況が調査されていますが、その返済状況は調査されているのでしょうか。

○事務局(渡辺子どもの権利推進課長) 若者の20歳、24歳の質問の中に、奨学金を借りたかどうか、今、どれくらい返しているのかという質問項目がありますので、最終的にまとめるときに、掲載してお知らせしたいと思います。

○千葉委員長 ありがとうございます。

L委員、何かありませんか。

○L委員 大学で教員をしているLです。

今、私たちが集まっている意味が何なのかを考えていましたが、こういう色々な媒体を使って、問題が見える化していくことが大事で、地域の大人たちが自分の問題として捉えて、向き合うために、私たちが子どもの権利を切り口にして、少しでも良い方に向かっていく会議なのだという理解がやっとできました。2回目にして、やっと追いつきました。

大学の中は貧困の問題とは関係ないと思われがちですが、大学の中でも貧困の問題は日

常茶飯事として、先ほどの奨学金の問題も、借りるのはすごく簡単ですが、それをちゃんと返していくとか、借金を背負って大学を出ることになりますので、その後の就職のことに強くつながります。

1番大きいのは、お金の目処がついていなくて、奨学金などを当てにして入学してくるということです。それは、貧困問題を解決しようということで、少しでも学歴を上げるとか、何かを身につけるといって大学を選ばれるのですが、そこも上手くいかずに挫折をしていく、これがまた貧困の連鎖になっていくという現状を毎日見ております。

○千葉委員長 ありがとうございます。

今の話で思い出したのですが、これは世間話として聞いてください。実は、私の息子の話です。今、43歳で、配偶者がいるわけですが、その配偶者が高校から大学まで奨学金を借りていました。その返済額がかなりありまして、いまだに返済しているのですが、もし奥さんだけではなくて旦那さんも奨学金を借りていたらどうなっていたのだろうと思います。すごい額になっていまして、1,000万円を楽に超えています。そういう額を返済していかなければいけないのです。2人とも公立の学校ですが、私立だったらどうなっていたのだろうと思います。そんなことを考えている昨今です。これは大変な問題ですね。

今日、皆さん方に議題（2）の問題をめぐって話をさせていただいたのですが、今日初めて参加されたC委員、何か感想でもありましたら出してください。

○C委員 見えない貧困が問題になっていると思います。ちょっと前に北海道新聞でも連載がありまして、NHKでも特集があり、こういう数字でもわかりますが、回収率が55%ということで、まだ低いのではないかと思います。今後、もっと情報を出していかないと、本当に困った人には届いていないのだなということがわかります。

私の学校でも、議題（1）のKenri Bookを活用した出前講座を受講したのですが、来られる方は、そういうことにとっても興味があるのです。しかし、本来は、そういうことに興味を持っていない方にも聞いていただきたい内容です。そういう方にどうやって来てもらうようにするのかということを感じております。

○千葉委員長 ありがとうございます。

委員の皆様に通り話をしてもらいましたが、大事な方を忘れていました。私の隣にいる橋本副委員長にお話をいただきたいと思います。

○橋本副委員長 私は、児童相談所、教育センターの相談の充実、拡充を希望しております。というのは、中学校現場の教員として、保護者や教員と話し合いをしまして、やっと子どもたちや保護者たちが相談に行く気持ちが高まったのですが、約1か月の待ち時間があるという、また気持ちが高まってしまっているのが現状ですので、スタッフの拡充を希望したいと思います。

現場としては、札幌市では「雪」「環境」「読書」ということで、雪ではゲレンデスキーを実施していますが、結果的にはバス代が高くなっています。そうすると、PTAも含

めて何とかスキー学習を見直してもらえないかという声が出ます。お金がかかるということなので、そういう要望が上がってきて、豊平区の中学校では歩くスキーですね。滝野に行くとも無料でレンタルということで、2,300円くらいでできるのです。お金が教育の内容を変えている現状もあるので、これは大きい問題だと思いながら、学校では徴収金の10円を含めて、本当に必要かどうかを吟味している状況です。

以上、学校の現状についてお話しさせていただきました。

○千葉委員長 ありがとうございます。

他に何か話をしておきたいことはありませんか。

先ほどからD委員はむずむずしておられると思いますが、ちょっとだけ話してください。

○D委員 支援者のヒアリングを行っていますが、逆に利用者のヒアリングを行うことは難しいでしょうか。

例えば、児童養護施設の利用者の方でもいいですし、奨学金を借りている方でもいいですし、利用者の側としてのニーズを把握できれば、より良いのではないかと考えました。

○千葉委員長 今の点はいかがでしょう。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） それについては、座談会ということで、高校生以上の大学生、若者を含めて、奨学金を借りている方や、若者であれば奨学金を返済している方、児童養護施設を退所した方にお声かけをして、座談会に出ていただいて、直接の声を聞きたいと考えています。

○千葉委員長 他にございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○千葉委員長 それでは、もしよければ、この議題についてはこの辺にしたいと思います。この問題については、いずれ、この報告書がまとまりましたら、またこの場ですることになりますので、そこで話し合いをしていただきたいと思います。

それでは、議題（2）はこの辺にします。

#### 4. その他

○千葉委員長 それでは、その他入りますが、D委員から、子どもの権利条例に基づく子どもの意見表明について、報告をいただきたいと思います。

○D委員 紹介するお時間をとっていただき、ありがとうございます。

この冊子のジャーナルのタイトルにもなっているサイエンスコミュニケーションというのは、科学技術と人間社会の関わり方を扱う学問分野です。

この分野では、市民と科学者が気軽に科学のテーマで語り合えるサイエンスカフェや、市民がどうやって市政に関与していくかということを探求していくコンセンサス会議、また討論型の世論調査という手法が展開されています。

その中で、これまでのような、科学者が非科学者に一方的に知識を注入して科学に対する理解増進を図るという啓発型のモデルではなく、市民と科学者が対話をしながら合意を

形成していく、対話型のモデルへの転換が望ましいとされています。

こういうサイエンスコミュニケーションの理想とされることは、札幌市の子どもの権利条約の子どもの意見をどう市政に反映させていくのかという理念とも共通することがたくさんあります。逆に、札幌市が実践的に行っていること、模索していることは、サイエンスコミュニケーションの世界に多くの示唆をもたらすものではないかと私は思っています。

今回は、札幌市の意見表明権を保障する取組が色々ありますけれども、その中で、下水道科学館のリニューアルについて意見募集を行った件を紹介しています。

後ろのページにもウェブサイトからのアドレスが載っていきまして、そこからバックナンバーもご覧になれますので、ぜひよろしくをお願いします。

最近では、軍事研究の問題や福島原発事故のリスクコミュニケーションなどがトピックとして挙げられております。

以上です。どうもありがとうございました。

○千葉委員長 ありがとうございました。

ただいま報告していただきましたけれども、その報告に対してご質問やご意見がございましたら出していただければと思います。

○L委員 この報告は、所属として子どもの権利委員会となっているのですが、権利委員会の意見としてこの報告があるということですか。それとも、個人の研究の報告ということですか。

○D委員 そういうことです。執筆に当たっては、子どもの権利推進課の方々と下水道科学館の方々に協力をいただきました。

○L委員 そして、この所属で、この報告を出されるということですか。

○D委員 カテゴリーとしては色々あるのですが、こういうこと全般について論文として投稿して、査読を受けて、採用されているということです。

○L委員 この所属が本権利委員会になっているので、ここからの要請としてこれを出されたのだと思っておりましたが、そうではないのですね。

○D委員 こちらは、単に所属ということですか。他の方も、どこどこ大学とか、所属が書かれています。その人個人の所属ということですか。

○L委員 この委員会でこういう報告を出すものなのかなと思って、お聞きしました。

○千葉委員長 今回の報告の件ですが、子どもの権利委員会との関係で言うと、条例の中に子どもの意見表明に関する権利がありますね。その意見表明権との関係で、自分がどうしてもこの点だけは研究成果として皆さんに伝えておきたいという意味があって、それでこの場に報告されるのかと思っていたのですが、必ずしもそうではなかったのですね。

○D委員 そのこともあります。特に、意見表明権というのは、とても先進的なものだと個人として思っております。広く子どもの権利条例のことを知っていただきたいと思って、ここに投稿しました。

○千葉委員長 投稿ということではなくて、これは別の機関に投稿したものです。その

雑誌の関係の機関に投稿したものです。それをここで特に報告したいと思った趣旨は何かということです。L委員も、そこが気になったのだと思います。

○D委員 それは、子ども権利推進課の職員から提案をいただきまして、このような形になりました。

○千葉委員長 僕もわからないのですが、事務局にこういうことをしたいということを出して、それについて事務局から、いいのではないかとっていただいたので、ここで報告したということですか。

○D委員 話がのみ込めていなくてよくわからないのですけれども、この冊子を配付した趣旨ということですね。

○千葉委員長 報告という形で出されましたので、もう少し中身について話をしてくださると思っていたのです。

○D委員 この中身ですね。

○千葉委員長 そうです。今日は、特にそれはないですね。

○D委員 そうです。すみません。そこは読んでいただければいいかと思いました。

○千葉委員長 それでは、いいですね。

私もだんだんわかってきたのですが、そういう趣旨で報告されたようですので、この件についてこの辺で終わりにしたいと思います。

それでは、本日予定していた議題は全て終了したことになります。

最後に、事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 色々ご議論をいただき、どうもありがとうございました。

今回の委員会につきましては、具体的な日程等はまだ決めておりません。毎年のことですが、今年度の子どもの権利に関する取組状況の報告をさせていただく必要があることから、次回は5月頃になるかと思えますけれども、その際は、改めてご都合などを確認させていただいて、ご案内したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 5. 閉 会

○千葉委員長 それでは、本日の委員会を終了させていただきます。

外はかなり暗くなっておりますし、道もかなり悪くなっておりますので、気をつけてお帰りください。

ありがとうございました。

以 上